

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同 83-2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{l} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの
- ② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの
- また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	ゴルフ場用地等の名称	固定資産税評価額に乗ずる倍率
ち	中京競馬場	1.7
な	名古屋ゴルフ倶楽部（和合コース）	8.0
	鳴海カントリークラブ	5.7
み	緑ヶ丘カントリークラブ	16

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

令和3年分 (愛知県)

2 上記1以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達83の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同83-2のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

- ① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの
 - ② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの
- また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率
い	犬山市	大字前原	ゴルフ場用地	2.2
		大字犬山	遊園地等用地	1.1
お	大府市		ゴルフ場用地	1.2
	岡崎市	池金町	ゴルフ場用地	5.9
		岩中町	ゴルフ場用地	3.4
		鹿勝川町	ゴルフ場用地	4.0
		駒立町	ゴルフ場用地	7.5
	南大須町	ゴルフ場用地	3.7	
か	春日井市		ゴルフ場用地	1.1
こ	幸田町		ゴルフ場用地	2.0
し	設楽町		ゴルフ場用地	3.5
	新城市	小畑	ゴルフ場用地	3.0
		作手高里	ゴルフ場用地	1.8
		豊栄	ゴルフ場用地	3.4
	七郷一色	ゴルフ場用地	2.4	

令和3年分
(愛知県)

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる率 倍
し	新城市	一鉄田	ゴルフ場用地	3.3
せ	瀬戸市	上品野町	ゴルフ場用地	2.5
		定光寺町	ゴルフ場用地	2.6
た	武豊町		ゴルフ場用地	4.8
	田原市		ゴルフ場用地	2.2
と	豊川市	足山田町	ゴルフ場用地	3.5
		東上町	ゴルフ場用地	3.5
		平尾町木崩	ゴルフ場用地	3.0
		平尾町糠川	ゴルフ場用地	2.9
		御津町金野	ゴルフ場用地	3.2
	豊田市	浅谷町	ゴルフ場用地	4.2
		岩滝町	ゴルフ場用地	2.4
		大ヶ蔵連町	ゴルフ場用地	3.2
		大坪町	ゴルフ場用地	4.2
		大沼町	ゴルフ場用地	4.0
		篠原町	ゴルフ場用地	3.2
		立岩町	ゴルフ場用地	5.1
		貞宝町	ゴルフ場用地	1.8
		中金町	ゴルフ場用地	3.7
		中立町	ゴルフ場用地	3.1
		夏焼町	ゴルフ場用地	5.1
		西中山町	ゴルフ場用地	2.1
		野口町	ゴルフ場用地	4.7
		広幡町	ゴルフ場用地	4.0
		芳友町	ゴルフ場用地	3.1
保見町	ゴルフ場用地	2.3		
松名町	ゴルフ場用地	3.8		

令和3年分
(愛知県)

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率
と	豊田市	御作町	ゴルフ場用地	2.9
		月原町	ゴルフ場用地	2.9
に	西尾市	一色町	ゴルフ場用地	8.0
		吉良町	ゴルフ場用地	3.5
み	美浜町		ゴルフ場用地	4.0
	みよし市		ゴルフ場用地	2.4